

新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（第4次）

1. はじめに

本申請は、新規制基準に対応した熊取事業所の加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に係る設工認申請（令和2年8月27日付け熊原第20-022号をもって申請、令和2年10月29日付け熊原第20-026号をもって一部補正。）であり、成型施設、被覆施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設に対する改造、撤去、新設等を行い、新規制基準への適合性を確認するものである。

2. 設工認の分割申請の基本的方針

新規制基準に適合した加工施設とするため、建物・構築物及び設備・機器について、耐震補強、竜巻対策、火災対策等の改造工事、新設工事、撤去工事を行う。新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して5分割の設工認申請を行う予定としている。加工施設の構造又は工事内容により、工事期間に時間を要する建物・構築物及び設備・機器の新規制基準対応工事を先行して行う。

機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設工認申請については、位置、構造・強度と機能・性能に係る事項を、可能な限り同一時期に申請する。工事の工程等でやむを得ず分割申請する場合、当該申請と次回以降申請する範囲及び取合いを仕様表、図面、工事の計画等に明確に記載することにより、認可を受けようとする範囲に係る情報に漏れ抜けがない申請書にまとめる。

以上の設工認の分割申請の基本的方針を踏まえた計画の全体像を図1に示す。

このうち、本申請は第4次であり、これまでの第1次申請～第3次申請の審査の過程における指摘事項等を踏まえて、本申請で対象とする内容を整理した上で次項に示す改造等の工事を行う計画を立てている。

3. 本申請の範囲

本申請に係る設計及び主な工事内容は、以下のとおりである。

- ・地震、竜巻及び外部からの衝撃による損傷防止対策、並びに溢水対策のため、第2加工棟を補強する。
- ・第2加工棟の安全機能を確保するため、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・地震対策のため、第2加工棟の被覆施設及び核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器を補強する。併せて、設備・機器の構成装置を更新する。
- ・液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のため、第2廃棄物貯蔵棟及び内部の保管廃棄設備を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び内部に保管廃棄設備を設置する。
- ・第2廃棄物貯蔵棟の撤去に併せて、その付属設備（火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を撤去する。第5廃棄物貯蔵棟の安全機能を確保するため、第5廃棄物貯蔵棟に付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様にモニタリングポストを改造するとともに、モニタリングポストで測定した値を監視するため、放射線監視盤を第2加工棟に設置する。
- ・第2次申請で仮移設した第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の通信連絡設備、火災感知設備及び緊急設備を仮移設の状態から復旧し本設する工事を行う。
- ・第2加工棟の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外の消火設備を仮移設する。

工事は、「工事の方法」の記載する工事フローに従い実施する。工事に当たっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を講じる。

試験及び検査は、「試験及び検査の方法」に記載するとおり、核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づく使用前事業者検査の方法（第1号検査、第2号検査、第3号検査）による検査項目に従い実施する。

加工施設全体の性能検査を行うまでの間においても、本申請で適合性を確認する建物・構築物及び設備・機器については、その安全機能が維持されている状態にする。

4. 本申請の新規制基準への適合性

「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」（令和2年9月30日原子力規制庁）を踏まえて、事業者は、本申請が新規規制基準へ適合していることを以下の(1)及び(2)の観点で整理する。

(1) 本申請の範囲とその他の申請の取合い

本申請の対象は、工事の工程等やむを得ず分割申請するため、本申請の範囲とその他の申請の取合いを明確にするために、建物・構築物及び設備・機器の持つ安全機能を表1及び表2のとおり整理する。表1及び表2に基づき、本申請で認可を受けようとする範囲を決定し、仕様表、図面、工事の計画等に明確に記載する。

(2) 加工事業変更許可申請書及び技術基準への適合性

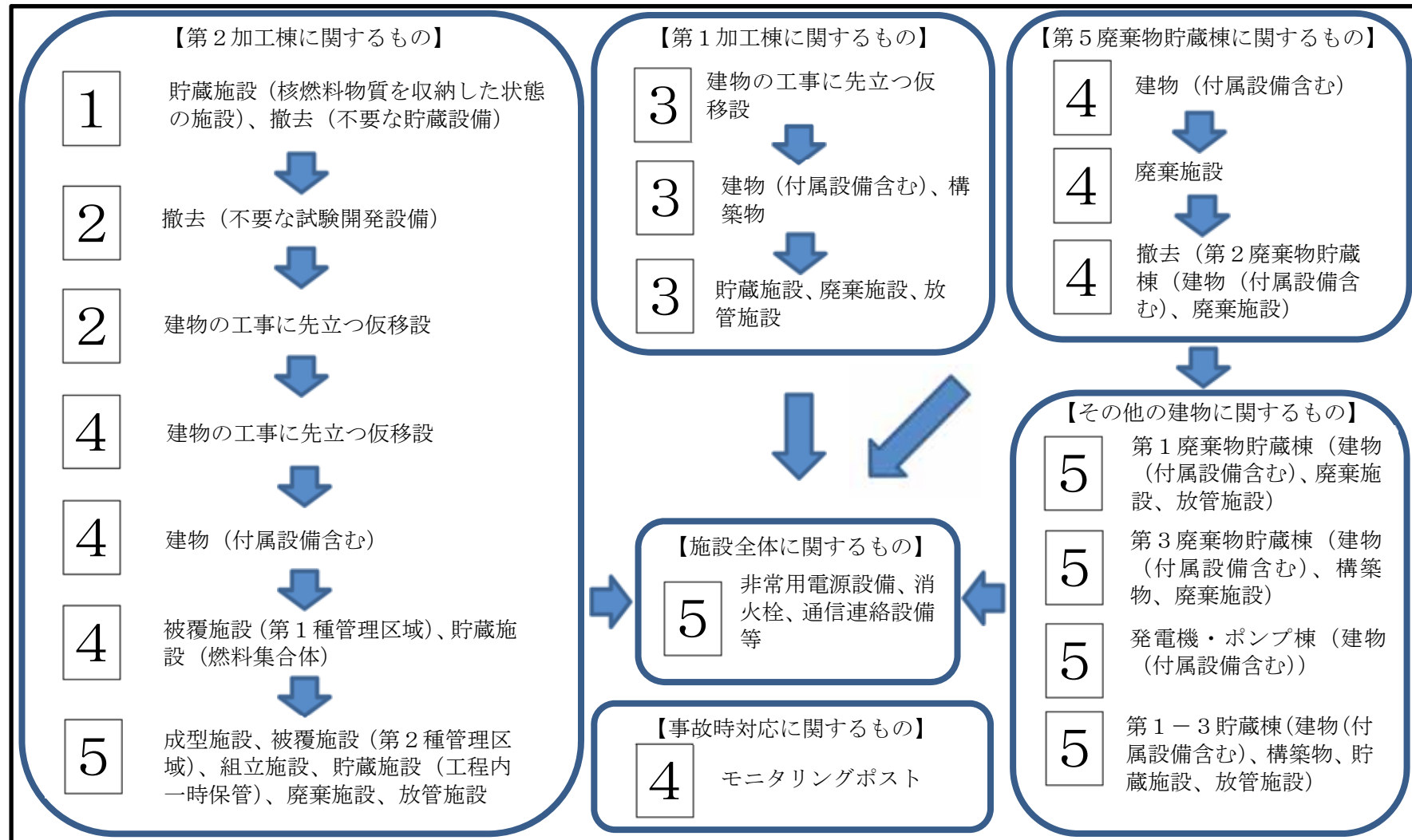
本申請書では、本申請に係る施設の設計及び工事の内容が加工事業変更許可申請書の記載事項と整合が取れたものであり、また、加工事業変更許可申請書に記載する「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づいた「保安品質保証計画書」に従って設計、工事及び検査の各プロセスを管理して本申請に係る施設の設計及び工事を行い、本申請に係る施設の設計及び工事の計画が技術基準（「加工施設の技術基準に関する規則」で定める技術上の基準）に適合したものであることを明確に説明する。明確な説明を達成するための本申請書の構成を図2に示す。

本申請で認可を受けようとする範囲は、本文（仕様表、図面、工事の方法、試験検査方法）に明確に記載する。本文に記載する内容を整理するに当たって必要となる情報は添付書類にまとめる。さらに、本申請対象施設に係る設計方針、基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等（技術的評価の結果まとめを含む）を基本方針書として整理し、添付書類の説明を補足する。

設計方針のうち運用に関する事項については、保安規定に定めて管理することを明確にする。

新規規制基準で追加要求がない技術基準の項目（例：臨界防止）については既認可からの変更点がない設計であることを明確にし、やむを得ず加工事業変更許可申請書の基本的方針に変更のない範囲で詳細設計を適正化する場合はその箇所を明確にする。

また、本申請は、これまでの第1次申請～第3次申請の審査における指摘事項等を適切に反映したものであり、本申請の審査を通じた指摘事項に対しては速やかに回答し対応する体制で臨むことにより、本申請が設工認申請に係る審査の基本方針に適合したものとなるようにする。



【凡例】 1：第1次申請、2：第2次申請、3：第3次申請、4：第4次申請、5：第5次申請

※図1付表に各申請における詳細をまとめる。

図1 熊取事業所の加工施設に係る設工認の分割申請の計画

図1 付表 各申請書における設計及び工事の計画の概要

申請書区分	設計及び工事の計画の概要
第1次申請	核燃料物質が収納されている施設の基準適合を最優先に考え、第2加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、燃料棒の核燃料物質の貯蔵施設の改造等を行う。 また、不要となる貯蔵設備を撤去する。
第2次申請	第2加工棟に関連して、第2加工棟建物の工事に先立って、建物の付属設備を仮移設する。 また、不要となる試験開発設備を撤去する。
第3次申請	補強箇所が多いため工事期間に時間を要する第1加工棟に関連して、第1加工棟建物及び付属設備の改造を行うとともに、建物内の核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設の改造等を行う。 また、第1加工棟建物の工事に先立って、建物の付属設備を仮移設する。
第4次申請 (本申請)	安全機能を有する施設を最も多く設置する第2加工棟建物の改造を行うとともに、先行して核燃料物質の貯蔵施設(燃料集合体)及び被覆施設のうち第1種管理区域内の設備・機器の改造等を行う。 また、補強のため建替えが必要となる第2廃棄物貯蔵棟を撤去し、新たに第5廃棄物貯蔵棟及び付属設備を新設する。工事の工程上、第5廃棄物貯蔵棟の新設工事は、補強が必要なその他の建物の工事と干渉することから、第4次申請で先行する計画とする。 さらに、事故時対応に関して、モニタリングポストの改造を行う。
第5次申請	第2加工棟に設置する成型施設、被覆施設のうち第2種管理区域の設備・機器、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設(工程内一時保管)、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設の改造等を行う。 また、その他の建物及び付属設備、建物内に設置する加工施設の改造等を行う。 最後に、施設全体に係る非常用電源設備、消火栓、通信連絡設備等の改造等を行う。

表1 本申請の対象とする加工施設に係る安全機能の整理（建物・構築物）（1 / 1）

施設区分	設置場所	建物・構築物名称 又は 設備・機器名称	機器名	変更内容	区分			津波	外部 衝撃	不法 侵入	閉じ 込め	火災 等	溢水	避難 通路	安全 機能	材料・ 構造	搬送	貯蔵	警報	放 管	廃 棄	汚 染 防 止	遮 蔽	換 気	非 常 用 電 源	通 信 連 絡	その他許可で 求める仕様							
					境界	地盤	地震																											
					技術 基準 規則	項目																						設計 番号						
成型施設	第2加工棟	第2加工棟 (注)	—	改造	—	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	●		
放射性廃棄物の 廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 (注)	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
放射性廃棄物の 廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 (注)	—	新設	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(変更内容)
 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。
 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。
 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。
 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

(凡例＊)
 —：当該基準に該当しないもの。
 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 ◇：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 ＊) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を別表1に示す。
 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

(注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）については、表2（設備・機器に対する確認結果）に示す。

表2 本申請の対象とする加工施設に係る安全機能の整理（設備・機器）（2 / 7）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		地盤		津波		外部衝撃		不法侵入		火災等		溢水		避難通路		安全機能		材料・構造		搬送		貯蔵		警報		放管		廃棄		汚染防止		遮蔽		換気		非常用電源		通信連絡		その他許可で求める仕様								
					技術基準規則	項目	設計番号	第四條第1項	第四條第2項	第四條第3項	第五條	第六條第1項	第六條第2項	第六條第3項	第七條	第八條第1項	第八條第2項	第八條第3項	第九條	第十條	第十一條第1項	第十一條第2項	第十一條第3項	第十一條第4項	第十一條第5項	第十一條第6項	第十一條第7項	第十二條	第十三條	第十四條第1項	第十四條第2項	第十四條第3項	第十四條第4項	第十五條第1項	第十五條第2項	第十六條	第十七條	第十八條第1項	第十八條第2項	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條第1項	第二十二條第2項	第二十三條	第二十四條第1項	第二十四條第2項	第二十五條第1項	第二十五條第2項				
					単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備（濃縮度5%以上）	地盤	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	自然災害	人為事象	航空機落下	閉じ込め、落下防止	閉じ込め、落下防止	消火及び警報設備	消火及び警報設備（安重）	不燃性及び難燃性	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	強度及び耐食性	耐圧試験 漏えい試験	搬送設備	貯蔵（崩壊熱）	警報	インターロック	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	直接線 スカイシャイン線	遮蔽設備	換気設備	非常用発電設備	無停電電源装置	通信連絡設備	外部への通信連絡							
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	第二端栓溶接	改造	○	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	◎	◎	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—					
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	第二端栓溶接	改造	○	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—		
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	燃料棒搬送No.1-2部	改造	○	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備No.1	燃料棒移載(1)部	改造	○	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	被覆管コンベア部	変更なし	○	○	—	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	除染コンベア部	変更なし	○	○	—	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1	燃料棒トレイ移載部	改造	○	○	—	◎	●	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.2燃料棒移送装置(A)	—	変更なし	○	○	—	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.3燃料棒移載装置(2)	—	変更なし	○	○	—	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—

(変更内容)
 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。
 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。
 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。
 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。
 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。

(凡例*)
 一：当該基準に該当しないもの。
 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。
 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。
 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。
 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 ◇：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請)
 *) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を別表2に示す。
 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。

表2 本申請の対象とする加工施設に係る安全機能の整理（設備・機器）（3／7）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	区分		臨界		地震			津波		外部衝撃		不法侵入		火災等		溢水	避難通路	安全機能		材料・構造		搬送	貯蔵	警報	放管	廃棄	汚染防止	遮蔽	換気	非常用電源	通信連絡		その他許可で求める仕様													
					技術基準規則	項目	第四第1項	第四第2項	第四第3項	第五第1項	第六第1項	第六第2項	第六第3項	第七第1項	第八第1項	第八第2項	第八第3項	第九第1項	第十第1項	第十一第1項	第十一第2項	第十一第3項	第十一第4項	第十一第5項	第十一第6項	第十一第7項	第十二第1項	第十三第1項	第十四第1項	第十四第2項	第十四第3項	第十四第4項	第十五第1項	第十五第2項	第十六第1項	第十七第1項	第十八第1項	第十九第1項	第二十第1項	第二十一第1項	第二十二第1項	第二十三第1項	第二十四第1項	第二十五第1項	外部への通信連絡					
					設計番号	単一ユニット	複数ユニット	臨界警報設備(濃縮度5%以上)	地震	耐震	耐震重要施設	耐震重要施設	津波	自然災害	人為事象	航空機落下	不法侵入 不正アクセス	閉じ込め、落下防止	消火及び警報設備	消火及び警報設備(安重)	不燃性及び難燃性	水素設備接地	水素滞留防止	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	強度及び耐食性	耐圧試験 漏れ試験	搬送設備	貯蔵(崩壊熱)	警報	インタローック	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	遮蔽線 スカイシャイン線	遮蔽設備	換気設備	非常用発電設備	無停電電源装置	通信連絡設備				
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	-	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	99-F1 (IG)	99-F2 (貯蔵能力)	99-F3 (設備撤去)	99-F5 (固縛)	99-F6 (伝送多様性)			
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	被覆管コンベア No.8-1部	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移載No.8-1部	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移載No.8-2部	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	-	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5	-	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット保管箱搬送部	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。					(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 △：次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) ◇：仮移設する設備・機器であり本申請で適合性確認を行わないが、次回以降の申請で適合性確認を行う予定のもの。 ([]内に示す数字は申請の予定を示す。例/[5]：第5次申請) ※) 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様及び工事の内容を別表2に示す。 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。																																													

別表1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（建物・構築物）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第四条第2項 複数ユニット	4.2-B1（臨界隔離壁）	臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5 cm以上）で隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用がない設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第五条 地盤	5.1-B1（地盤）	自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第六条第1項 耐震	6.1-B1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第八条第1項 自然災害	8.1-B2（竜巻）	設計竜巻による竜巻荷重を上回る強度を有するとともに、設計竜巻の発生に伴う飛来物による貫通損傷が生じない設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B6（落雷）	建築基準法及び消防法等に基づき避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	8.1-B3（降下火砕物）	建物の屋根は、湿潤密度1.5 g/cm ³ とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B4（積雪）	建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29 cmの積雪に耐える設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	8.1-B5（森林火災）	想定する火災源（森林）に対する隔離距離が、危険距離以上となる設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第八条第2項 人為事象	8.2-B2（外部火災）	想定する火災源に対する隔離距離が、危険距離以上となること並びに想定する爆発源に対する隔離距離が危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の隔離距離を確保していること又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより、建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和する設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第九条 不法侵入 不正アクセス	9.1-B1（堅固障壁）	建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第十条 閉じ込め、落下防止	10.1-B1（管理区域）	管理区域を第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	10.1-B2（液体漏えい防止）	ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける設計。	● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第十一条第3項 不燃性及び難燃性	11.3-B1（建物本体）	建物・構築物の本体は不燃性材料又は難燃性材料を用いる設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	11.3-B2（防火区画）	建築基準法に基づいて、床若しくは壁又は特定防火設備で区画する設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	11.3-B3（貫通部処理）	配管、配線等が防火区画の床又は壁を貫通する場合には、貫通部に防火処置を講じる設計。	● 第2加工棟を改造する。
第十二条 溢水	12.1-B1（無溢水源）	建物内は溢水源がない設計。	● 第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
	12.1-B2（流出防止）	溢水の拡大、外部への漏えいを防止する設計。	● 第2加工棟を改造する。
第十四条第1項 環境条件	14.1-B1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
第十四条第2項 検査又は試験	14.2-B1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第二十一条 汚染防止	21.1-B1（平滑塗装）	第1種管理区域で人が触れるおそれのある床、壁は、除染を容易に行えるように平滑にし、樹脂系の塗装で仕上げる設計。	● 第2加工棟を改造する。
第二十二条第1項 直接線 スカイシャイン線	22.1-B1（遮蔽壁等）	周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより低減できる建物の壁及び屋根の厚さ等とする設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
第二十二条第2項 遮蔽設備	22.2-B1（遮蔽設備）	壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。	● 第2加工棟を改造する。第5廃棄物貯蔵棟を新設する。
その他許可で求める仕様	99-B1（梯子）	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために加工施設の建物の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	99-B3（建物撤去）	施設を撤去する設計。	● 第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。
	99-B5（1G）	耐震重要度分類第1類の建物・構築物は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計。	● 第2加工棟を改造する。

別表2 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）（1 / 3）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第四条第1項 単一ユニット	4.1-F1（核的制限値）	核的制限値を設定する設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
			◎ ー（第2加工棟の脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部及び脱ガス設備 No.1 運搬台車の核的制限値を変更するが工事を伴わない。）
第四条第2項 複数ユニット	4.2-F1（立体角法）	立体角法により評価した核的に安全な配置とする設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	4.2-F2（臨界計算）	臨界計算により評価した核的に安全な配置とする設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第五条 地盤	5.1-F1（地盤）	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する設計。 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された基礎に固定する設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 屋外のモニタリングポストNo.1及びモニタリングポストNo.2を改造する。
			◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第六条第1項 耐震	6.1-F1（重要度分類）	耐震重要度に分類し、耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計。	◎ ー（耐震設計を見直したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、燃料集合体保管ラックC型 No.1、燃料集合体保管ラックC型 No.2、燃料集合体保管ラックD型 No.1を改造する。 屋外のモニタリングポストNo.1及びモニタリングポストNo.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
			◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第八条第1項 自然災害	8.1-F2（極低温）	極低温による凍結のおそれがある配管は、断熱材付きとする設計。	◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
	8.1-F3（竜巻）	F1竜巻による水平荷重及び浮き上がり荷重に耐える設計。	● 屋外のモニタリングポストNo.1及びモニタリングポストNo.2を改造する。
第九条 不法侵入 不正アクセス	9.1-F1（不正アクセス）	施設運転制御系システムには、保安規定に基づき、外部からの不正アクセスを遮断する措置を講じる設計。	◎ ー（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
第十条 閉じ込め、落下防止	10.1-F1（落下防止）	搬送又は貯蔵する核燃料物質の落下防止策を講じる設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	10.1-F2（密閉構造）	核燃料物質を設備又は容器内に閉じ込める設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	10.1-F3（汚染の広がり防止）	保安規定に基づき、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する設計。液体廃棄物の保管廃棄設備に受け皿を設ける設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第十一条第1項 消火及び警報設備	11.1-F1（消火設備）	消防法に基づいて、消火設備を設置する設計。	● 第2加工棟の消火設備 消火器を増設する。 第5廃棄物貯蔵棟の消火設備 消火器を新設する。 ◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
	11.1-F2（火災検知）	消防法に基づいて、自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を新設する。
第十一条第3項 不燃性及び難燃性	11.3-F1（設備本体）	設備本体には不燃性材料又は難燃性材料を用いる設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No.2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、燃料集合体保管ラックC型 No.1、燃料集合体保管ラックC型 No.2、燃料集合体保管ラックD型 No.1を改造する。 屋外のモニタリングポストNo.1及びモニタリングポストNo.2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
	11.3-F2（配線用遮断器）	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。	○ ー（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）

別表2 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）（2/3）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第十二条 溢水	12. 1-F1（没水）	加工施設内における溢水の発生により、没水しない構造とする設計。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	12. 1-F3（漏電遮断器）	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置する設計。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
第十三条 安全避難通路	13. 1-F1（避難通路）	建物内には、床面への表示により安全避難通路を設け、誘導灯を設置し、停電時にも屋外に退避できるよう非常用照明を設ける設計。	● 第2加工棟の緊急設備 避難通路を新設し、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
第十四条第1項 環境条件	14. 1-F1（環境条件）	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第十四条第2項 検査又は試験	14. 2-F1（検査試験）	安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車、第二段栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1部、第二段栓溶接設備 No. 1 第二段栓溶接 No. 1-1部、第二段栓溶接設備 No. 1 第二段栓溶接 No. 1-2部、第二段栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No. 2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No. 5、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 2、燃料集合体保管ラックC型 No. 1、燃料集合体保管ラックC型 No. 2、燃料集合体保管ラックD型 No. 1を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備 廃棄物保管区域を新設する。 屋外のモニタリングポスト No. 1及びモニタリングポスト No. 2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を改造する。 第2加工棟の緊急設備 避難通路を新設し、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
			◇ 屋外の消火設備 屋外消火栓配管を仮移設する。
第十六条 搬送設備	16. 1-F1（搬送能力）	通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有する設計。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
第十八条第1項 警報	18. 1-F3（火災報知）	消防法に基づき、自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を新設する。
	18. 1-F4（MP）	モニタリングポストにより、周辺監視区域境界付近の空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量（5 μSv/h）を検知した場合に放射線監視盤で警報を発する設計。	● 屋外のモニタリングポスト No. 1及びモニタリングポスト No. 2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第十九条 放射線管理施設	19. 1-F3（MP）	モニタリングポストにより、周辺監視区域境界付近の空間線量率を計測し、放射線監視盤（モニタリングポスト）に表示する設計。	● 屋外のモニタリングポスト No. 1及びモニタリングポスト No. 2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。
第二十条 廃棄施設	20. 1-F1（廃棄能力）	区域ごとに定める保管廃棄能力を有する設計。	● 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備 廃棄物保管区域を新設する。
	20. 1-F2（区画）	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、床面にペイントで区域を明示する設計。	● 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備 廃棄物保管区域を新設する。
第二十四条第2項 無停電電源装置	24. 2-F1（バッテリー）	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える設計。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 屋外のモニタリングポスト No. 1及びモニタリングポスト No. 2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。 第2加工棟の緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。
	24. 2-F2（非発接続）	非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも設備が利用可能な設計。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。） ● 屋外のモニタリングポスト No. 1及びモニタリングポスト No. 2を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を新設する。

別表2 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容（設備・機器）（3 / 3）

項目	設計番号	設計仕様	工事の内容
第二十五条第1項 通信連絡設備	25.1-F1（所内連絡）	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計。	◎ 一（技術基準規則に新規要求事項として追加になったことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
			● 第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））を改造する。 第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））を新設する。
その他許可で求める仕様	99-F1（1G）	耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計。	◎ 一（耐震設計を見直したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。） ● 第2加工棟のペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料集集体保管ラックC型 No.1、燃料集集体保管ラックC型 No.2、燃料集集体保管ラックD型 No.1 を改造する。
	99-F2（貯蔵能力）	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する設計。	○ 一（既認可からの設計変更はなく工事を伴わない。）
	99-F3（設備撤去）	施設を撤去する設計。	● 第2廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備 廃棄物保管区域、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明を撤去する。
	99-F5（固縛）	廃棄物ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる設計。	◎ 一（廃棄物ドラム缶の固縛方法を明確化したことに伴う設計変更であるが工事を伴わない。）
	99-F6（伝送多様性）	有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計。	● 屋外のモニタリングポスト No.1 及びモニタリングポスト No.2 を改造するとともに、第2加工棟の放射線監視盤（モニタリングポスト）を改造する。

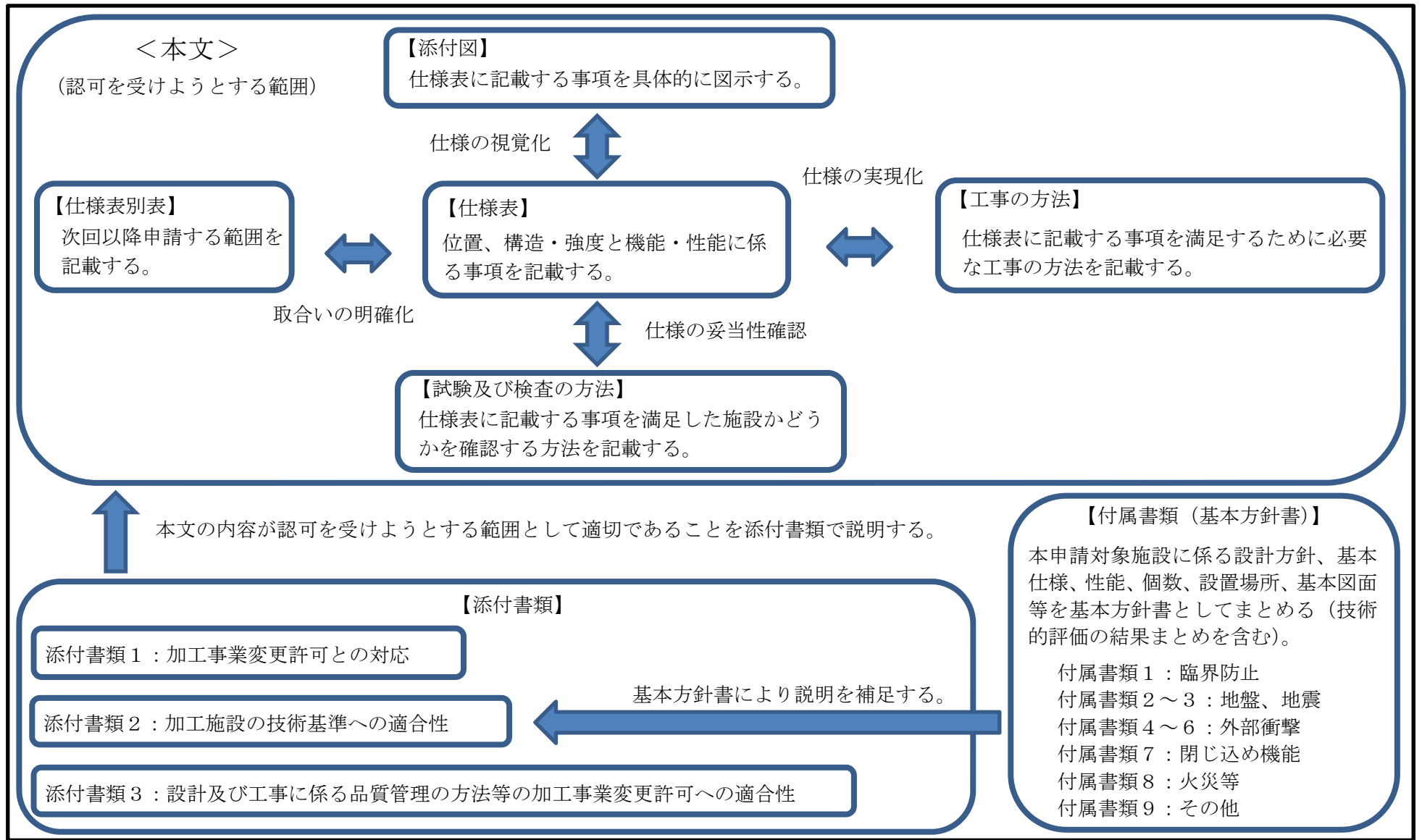


図2 本申請書の構成